

## 新旧対照表

別紙2-49

## 【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
認定手続開始通知書（輸出者用）（C-5610）等	認定手続開始通知書（輸出者用）（C-5610）等
<p>「連絡先」の欄には、以下を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(税関官署コード)」の文字</li> <li>・税関官署コード（2桁の英数字）</li> <li>・「(部門コード)」の文字</li> <li>・部門コード（2桁の数字）</li> </ul> <p>(記載例) (税関官署名) XXX 税関 XXX 出張所 (税関官署コード) 1A (部門コード) 23</p> <p>なお、下記の通知書についても、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定手続開始通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）（C-5610-1）</li> <li>・認定手続開始通知書（差出人用）（C-5612）</li> <li>・認定手続開始通知書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）（C-5612-1）</li> <li>・認定手続開始通知書（権利者用）（C-5614）</li> <li>・認定手続開始通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）（C-5614-1）</li> </ul>	<p>「連絡先」の欄には、以下を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(税関官署コード)」の文字</li> <li>・税関官署コード（2桁の英数字）</li> <li>・「(部門コード)」の文字</li> <li>・部門コード（2桁の数字）</li> </ul> <p>(記載例) (税関官署名) XXX 税関 XXX 出張所 (税関官署コード) 1A (部門コード) 23</p> <p>なお、下記の通知書についても、同様とする。</p> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定手続開始通知書（差出人用）（C-5612）</li> <li>・認定手続開始通知書（権利者用）（C-5614）</li> </ul> <p>(新規)</p>
輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）	輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）
<p>「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で<u>輸出統計品目番号（9桁）</u>を記載する。</p>	<p>「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で<u>HS番号（9桁）</u>を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p>
輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）	輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）
<p>「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で<u>輸出統計品目番号（9桁）</u>を記載する。</p>	<p>「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で<u>HS番号（9桁）</u>を記載する。</p>

## 新旧対照表

別紙2-49

## 【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前 (新規)
<p><u>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5643）</u></p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「認定手続を執る税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸出差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記入する。</p> <p>「輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸出統計品目番号（9桁）を記載する。</p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から4年間」と記載することができる。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸出に関して特定又は想定される事項」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>特許庁長官意見照会書（C-5716）</p> <p>特許権者等の求めによる場合は「又は輸出者等」及び「又は関税法第69条の7第9項」を、輸出者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は関税法第69条の7第9項」を、特許権者等又は輸出者等の求めによ</p>	<p>特許権者等の求めによる場合は「又は輸出者等」及び「又は関税法第69条の7第9項」を、輸出者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は関税法第69条の7第9項」を、特許権者等又は輸出者等の求めによ</p>

## 【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>らない場合は「以下同じ。」及び「第1項の規定に基づき特許権者又は輸出者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は<u>関税法第69条の7</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>経済産業大臣意見照会書（C-5747）</u></p> <p>不正競争差止請求権者の求めによる場合は「又は輸出者等」及び「又は<u>関税法第69条の7第9項</u>」を、輸出者等の求めによる場合は「不正競争差止請求権者又は」及び「又は<u>関税法第69条の7第9項</u>」を、不正競争差止請求権者又は輸出者等の求めによらない場合は「以下同じ。」及び「第1項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸出者等から経済産業大臣の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は<u>関税法第69条の7</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>	<p>らない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸出者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>(新規)</p>
<p><u>経済産業大臣意見照会請求通知（C-5748）</u></p> <p>関税法第69条の7第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>経済産業大臣意見照会実施通知書（C-5749）</u></p> <p>関税法第69条の7第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>認定手続開始通知書（輸入者用）（C-5810）等</p> <p>「連絡先」の欄には、以下を記載する。            •「(税関官署コード)」の文字            •税関官署コード（2桁の英数字）</p>	<p>認定手続開始通知書（輸入者用）（C-5810）等</p> <p>「連絡先」の欄には、以下を記載する。            •「(税関官署コード)」の文字            •税関官署コード（2桁の英数字）</p>

## 新旧対照表

別紙2 - 49

## 【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(部門コード)」の文字</li> <li>・部門コード（2桁の数字）</li> </ul> <p>(記載例) (税関官署名) XXX 税関 XXX 出張所 (税関官署コード) 1A (部門コード) 23</p> <p>なお、下記の通知書についても、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定手続開始通知書（輸入者用）(保護対象営業秘密関係) (C-5810-1)</li> <li>・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）(C-5811)</li> <li>・認定手続開始通知書（名宛人用）(C-5812)</li> <li>・認定手続開始通知書（名宛人用）(保護対象営業秘密関係) (C-5812-1)</li> <li>・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）(C-5813)</li> <li>・認定手続開始通知書（権利者用）(C-5814)</li> <li>・認定手続開始通知書（権利者用）(保護対象営業秘密関係) (C-5814-1)</li> <li>・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）(C-5815)</li> <li>・証拠・意見提出期限通知書（申立人用）(C-5819)</li> <li>・証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）(C-5820)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(部門コード)」の文字</li> <li>・部門コード（2桁の数字）</li> </ul> <p>(記載例) (税関官署名) XXX 税関 XXX 出張所 (税関官署コード) 1A (部門コード) 23</p> <p>なお、下記の通知書についても、同様とする。</p> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）(C-5811)</li> <li>・認定手続開始通知書（名宛人用）(C-5812)</li> </ul> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）(C-5813)</li> <li>・認定手続開始通知書（権利者用）(C-5814)</li> </ul> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）(C-5815)</li> <li>・証拠・意見提出期限通知書（申立人用）(C-5819)</li> <li>・証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）(C-5820)</li> </ul>
<u>輸入差止申立書 (C-5840)</u>	<u>輸入差止申立書 (C-5840)</u>
<p>「<u>輸入統計品目番号（9桁）</u>」欄には、任意で<u>輸入統計品目番号（9桁）</u>を記載する。</p>	<p>「<u>輸入統計品目番号（9桁）</u>」欄には、任意で<u>HS番号（9桁）</u>を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p>
<u>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C-5842)</u>	<u>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C-5842)</u>
<p>「<u>輸入統計品目番号（9桁）</u>」欄には、任意で<u>輸入統計品目番号（9桁）</u>を記載する。</p>	<p>「<u>輸入統計品目番号（9桁）</u>」欄には、任意で<u>HS番号（9桁）</u>を記載する。</p>
<u>輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）(C-5843)</u>	(新規)
<p>「<u>税関長</u>」欄には、申立先税關長名を記載する。</p> <p>「<u>申立人</u>」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p>	

## 【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「認定手続を執る税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を二重線で消す。</p> <p>「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記入する。</p> <p>「輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から4年間」と記載することができる。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む）、外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</p>	
特許庁長官意見照会書（C-5916）	特許庁長官意見照会書（C-5916）
特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は関税法第69	特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は関税法第69

## 新旧対照表

別紙2 - 49

## 【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>条の17第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は<u>関税法第69条の17</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>経済産業大臣意見照会書（C-5947）</u></p> <p><u>不正競争差止請求権者の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「不正競争差止請求権者又は」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、不正競争差止請求権者又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸入者等から経済産業大臣の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は<u>関税法第69条の17</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</u></p> <p><u>経済産業大臣意見照会請求通知（C-5948）</u></p> <p><u>関税法第69条の17第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</u></p> <p><u>経済産業大臣意見照会実施通知書（C-5949）</u></p> <p><u>関税法第69条の17第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</u></p> <p style="text-align: center;">その他</p> <p>関税法基本通達89-5(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様</p>	<p>条の17第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は「<u>関税法第69条の17</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p style="text-align: center;">その他</p> <p>関税法基本通達89-5(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様</p>

## 新旧対照表

別紙2-49

## 【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第1欄	第2欄	第1欄	第2欄
(省略)		(同左)	
税関様式C第5622号	税関様式C第7009号	税関様式C第5622号	税関様式C第7009号
税関様式C第5622号-1	<u>税関様式C第7009号</u>		(新規)
税関様式C第5624号	税関様式C第7009号	税関様式C第5624号	税関様式C第7009号
<u>税関様式C第5624号-1</u>	<u>税関様式C第7009号</u>		(新規)
税関様式C第5636号	税関様式C第7009号	税関様式C第5636号	税関様式C第7009号
(省略)		(同左)	
税関様式C第5822号	税関様式C第7009号	税関様式C第5822号	税関様式C第7009号
税関様式C第5822号-1	<u>税関様式C第7009号</u>		(新規)
税関様式C第5824号	税関様式C第7009号	税関様式C第5824号	税関様式C第7009号
<u>税関様式C第5824号-1</u>	<u>税関様式C第7009号</u>		(新規)
税関様式C第5836号	税関様式C第7009号	税関様式C第5836号	税関様式C第7009号
(省略)		(同左)	